

健衛発0322第1号  
平成23年3月22日

〔 岩手県  
宮城県  
福島県 〕 衛生主管部局長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課



## 平成23年東北地方太平洋沖地震による御遺体の埋火葬 の体制の確保について

この度の平成23年東北地方太平洋沖地震における被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、現在、被災地域においては、御遺体の火葬、埋葬に当たり、御遺体の搬送、墓穴の掘削や埋め戻し等の作業について、関係の民間事業者においても多大なご尽力をいただいているところではあります、一部、自衛隊に直接要請している例があると承知しています。

他方、今後は、民生支援への重点化など、自衛隊への協力依頼は、極力限定的にしていくことが必要な状況ともなっています。

については、被災された県におかれましては、御遺体の埋火葬を行うことについて、各市町村において独自に実施ができない場合等には、可能な限り、下記により実施されるよう、管内市町村に対する周知など、よろしくお願い申し上げます。

なお、この埋火葬に要する経費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）第36条に該当することを申し添えます。

また、別添のとおり、関係団体に対して、協力を依頼していることを申し添えます。

### 記

- 1 御遺体の搬送については、民間の運輸・輸送業者や葬祭業者等に依頼  
なお、搬送用車両の特別な加工等に要する経費については、輸送費として請求できるものであること。
- 2 埋葬を行う際の墓地の掘削・埋め戻しについては、民間の建設業者などに依頼

※ なお、県内での業者確保等が困難な場合には、別途、厚生労働省より関係省庁を通じて関係団体等に協力依頼することも可能ですので、ご相談ください。

(別添)

健発0322第17号

平成23年3月22日

社団法人 全日本トラック協会

会長 中西 英一郎 殿

厚生労働省健康局長

平成23年東北地方太平洋沖地震による御遺体の埋火葬  
に係る市町村への支援について（協力依頼）

この度の平成23年東北地方太平洋沖地震における被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、現在、被災地域においては、火葬場を使用することが困難であったり、一度に多くの御遺体を荼毘に付すことが困難なため、御遺体の火葬、埋葬に必要となる御遺体の搬送等について、円滑かつ適切に行っていく必要があります。

ついては、現在、関係の事業者の方々におかれまして、多大なご尽力をいただいているところではありますが、別添のとおり、被災県に対して通知しておりますので、貴協会におかれましては、被災市町村より御遺体の埋火葬に係る搬送等について依頼があった場合には、可能な限りご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

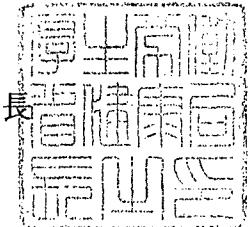
健発0322第18号

平成23年3月22日

社団法人 全国建設業協会

会長 浅沼 健一 殿

厚生労働省健康局長



平成23年東北地方太平洋沖地震による御遺体の埋火葬

に係る市町村への支援について（協力依頼）

この度の平成23年東北地方太平洋沖地震における被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、現在、被災地域においては、火葬場を使用することが困難であったり、一度に多くの御遺体を荼毘に付すことが困難なため、御遺体の埋葬に係る作業について、円滑かつ適切に行っていく必要があります。

については、現在、関係の事業者の方々におかれまして、多大なご尽力をいただいているところではありますが、別添のとおり、被災県に対して通知しておりますので、貴協会におかれましては、被災市町村より埋葬を行う際の墓地の掘削・埋め戻しに関して依頼があった場合には、可能な限りご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

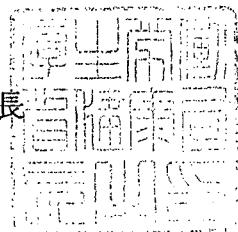
健発0322第19号

平成23年3月22日

全日本葬祭業協同組合連合会

会長 松井 昭憲 殿

厚生労働省健康局長



平成23年東北地方太平洋沖地震による御遺体の埋火葬  
に係る市町村への支援について（協力依頼）

この度の平成23年東北地方太平洋沖地震における被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

また、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の発生を受けた遺体保存に必要な物資の確保について（平成23年3月12日付け健衛発0312第2号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）により、物資確保等についてご協力のお願いをさせていただいたところですが、これまで多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、被災地域においては、火葬場を使用することが困難であったり、一度に多くの御遺体を荼毘に付すことが困難なため、御遺体の火葬、埋葬に必要となる御遺体の搬送等について、円滑かつ適切に行っていく必要があります。

については、別添のとおり、被災県に対して通知しておりますので、貴協会におかれましては、被災市町村より御遺体の埋火葬について依頼があった場合には、可能な限りご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

健発0322第20号

平成23年3月22日

社団法人 全国靈柩自動車協会

会長 坂下 成行 殿

厚生労働省健康局長

平成23年東北地方太平洋沖地震による御遺体の埋火葬  
に係る市町村への支援について（協力依頼）

この度の平成23年東北地方太平洋沖地震における被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、現在、被災地域においては、火葬場を使用することが困難であったり、一度に多くの御遺体を荼毘に付すことが困難なため、御遺体の火葬、埋葬に必要となる御遺体の搬送等について、円滑かつ適切に行っていく必要があります。

については、現在、関係の事業者の方々におかれまして、多大なご尽力をいただいているところではありますが、別添のとおり、被災県に対して通知しておりますので、貴協会におかれましては、被災市町村より御遺体の埋火葬に係る搬送等について依頼があった場合には、可能な限りご協力いただきますよう、お願ひ申し上げます。